

# 電力・ガス取引監視等委員会の 活動について

2024年3月18日  
電気事業連合会

- 前回検証以降、会員会社による不適切事案が発生。
  - 2022年12月以降、電力各社において、顧客情報の不正閲覧・不正利用や、経済産業省の再エネ業務管理システムの不正閲覧事案が相次いで明らかとなり、会員各社は経済産業省より業務改善命令等の行政処分を受けた。
  - 2023年2月、一部の会員間でカルテルを結んでいたとして、公正取引委員会は各社へ排除措置命令または課徴金納付命令を発出。また、弊会の会合の機会を利用するなど、違反行為が行われていた事実もあったとして、弊会は同委員会より再発防止のための申し入れを受けた。加えて、経済産業省からの指導を受けた。
  
- 2023年3月に立ち上げた、弊会のコンプライアンス推進本部により、以下の取組みを実施。

（取組み内容） ※詳細は2～3頁のとおり

  - **不正閲覧事案を受けた内部統制強化の取組み**

外部専門家の知見を活用し、3線管理体制の観点から電力各社の内部統制強化を弊会が支援
  - **カルテル事案を受けた独占禁止法遵守の取組み**

弁護士による専門チームによる調査・提言を基に、会議体を抜本的に見直すとともに、弊会の活動に関する独占禁止法遵守のためのルール・対策を整備・実施
  
- 公正な競争に疑念を抱かせるようなことがあってはならないと考えており、法令等遵守のさらなる徹底に向け、取組みを着実に実行してまいります。

## 不正閲覧事案を受けた内部統制強化の取組み

- 弊会が、外部専門家とともに、各社の取組みを横断的に確認し、その結果を各社へフィードバックすることで、各社が実効性の高い取組みができるよう支援を実施。
- 確認にあたっては、各社の3線管理体制の整備、および、これに基づいた運用について、下記の法令等遵守プログラムに基づき実施。
- 現在、確認結果の各社へのフィードバックが終了し、今月中に对外公表を実施予定。

## 法令等遵守プログラム（黄色は優先確認項目）

1	トップコミットメント
2	リスクアセスメント
3	適切な文書化（3線管理体制の整備を含む）
4	情報共有・研修体制の構築
5	モニタリング
6	内部通報制度
7	内部監査
8	適切なデューデリジェンスの実施（委託先管理）

## カルテル事案を受けた独占禁止法遵守の取組み

- 法令等遵守徹底に向け、専門チームによる提言も踏まえた電事連としての取組みについて9月13日に骨子を公表。
- 電事連内会議体の抜本的見直しを行うとともに、会内の法令等遵守意識向上を図るため、規程類を整備し、全役職員向けの研修を実施することに加え、各部署の法令遵守の中核を担うコンプライアンス担当者向けの研修を新たに実施。
- 競合関係にある2社以上と業務に関連して接触する場合には、事前申請・事後報告を求める等のルールを定めた接触制限・会議等運営ルールを整備。
- 現在は、上記「接触制限・会議等運営ルール」に基づき対応。

### 取組項目

- ✓ コンプライアンス推進体制の強化
- ✓ コンプライアンス業務専任職員の採用強化
- ✓ 独占禁止法遵守に関する規程類整備
- ✓ 研修の充実
- ✓ 出向者の誓約書提出
- ✓ 独占禁止法に関する各種窓口の継続的な周知
- ✓ 接触制限や会議運営にあたってのルール整備
- ✓ 電事連の役割・目的の再確認および機能・業務範囲の見直し
- ✓ 会議体の抜本的見直し

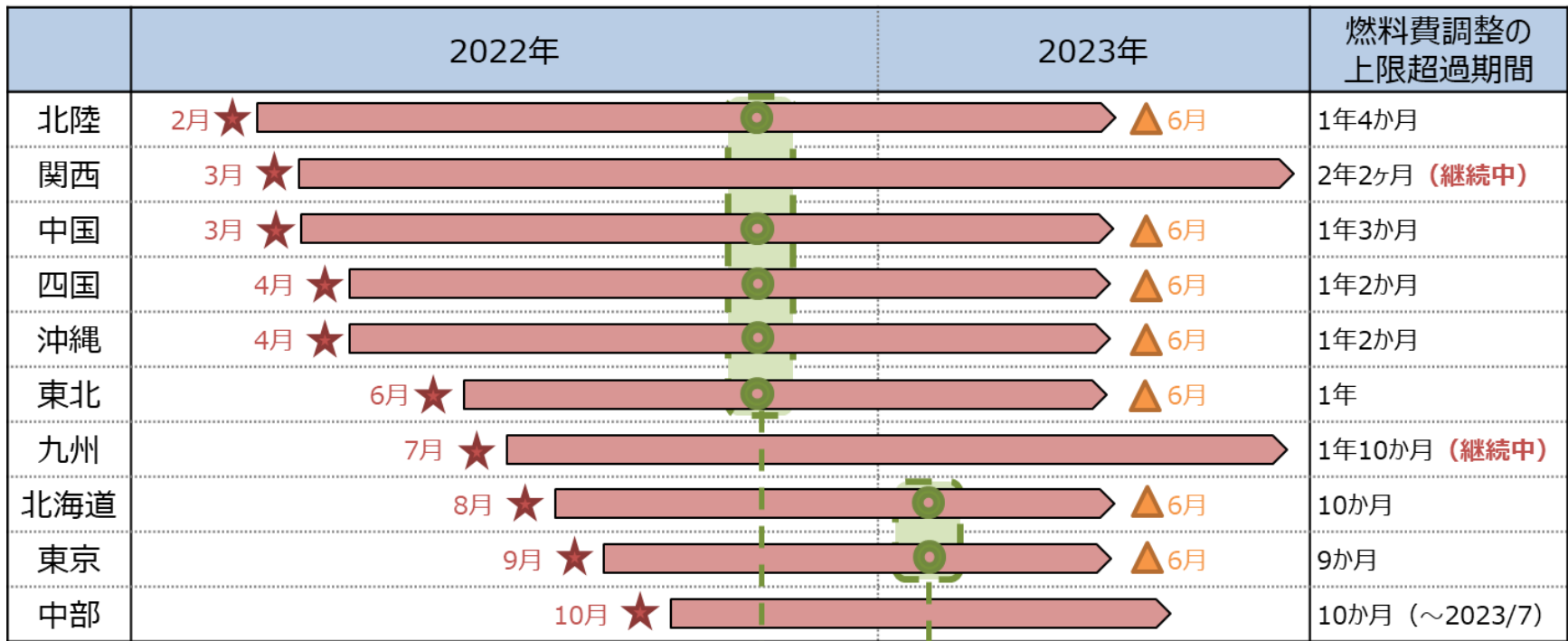
- 監視等委では、電力小売全面自由化を踏まえて、適正な取引を確保する観点から、小売部門に関する監視等の取組みを実施されている。電事連会員各社は、監視等委による監視・指導を踏まえて、取引の適正性を高める取組を進めている。
- 今後とも引き続き、会員各社においては、監視等委からの問題提起等に応じて適切な取引の実施に向けた改善に努めるとともに、制度設計・改正の議論にあたっては電事連としても協力してまいりたい。

- 一方で、ウクライナ情勢に端を発した世界的な燃料価格の高騰により、電力小売市場でも新たな課題が顕在化していると認識。
- 未だ残存する経過措置料金が市況に対して低い水準となっていたことにより、小売部門の競争環境にゆがみが生じ、新電力を含めた各事業者の経営に大きな影響が生じる状況となった。また、経過措置料金の改定に長期間を要することも大きな要因と考えられることから、この課題に対して、「水準・期間」の両面から見直しを行う必要があると考える。

水準	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ エネルギー政策の見直しによる原価構造の変化（電気料金に反映すべき外生的費用の増）等を踏まえた、<b>経過措置料金算定に係る各種ルールの見直し</b></li><li>✓ 具体項目を以下のとおり例示<ul style="list-style-type: none"><li>・ 燃料費調整の上限</li><li>・ 非化石証書調達費用</li><li>・ （今後発生する）化石燃料賦課金、有償オークション等のGX費用</li><li>・ 人件費、物価上昇等のエスカレーション</li></ul></li></ul>
期間	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 経過措置料金の<b>申請から認可までの期間の短縮化</b></li></ul>

# ① 電力小売全面自由化を踏まえた監視・審査と制度改革

- 直近の経過措置料金の値上げの際、競争環境に悪影響を与える期間の開始を燃料費調整が上限に到達した時点とした場合、値上げ実施まで**最長で1年4ヶ月に亘って競争環境に影響**を与えることとなった。
  - ✓ 関西、九州は**現在でも燃料費調整の上限超過が継続**。
- この状況が多数の小売電気事業者の財務棄損や事業撤退を招いたと考えるならば、**競争環境に悪影響を与える期間を短縮するために、審査項目の重要度に応じてメリハリをつけた審査プロセスの効率化によって審査期間を極力短縮すべき**ではないか。
  - ✓ 併せて、現在4か月とされている**標準処理期間の短縮**も検討の一項目となるか。



★ … 燃料費調整の上限調達  
 ● … 値上げ認可申請  
 ▲ … 値上げ実施

2022年11月申請  
 (5社)  
 認可まで約6か月間

2023年1月申請  
 (2社)  
 認可まで約4か月間

## ② 卸電力市場等の公平性の確保及び取引の活性化

- 各社は内外無差別に卸売を行うこと等のコミットメントを行った上で、適切に取組みを進めているところ。この点、監視等委のフォローアップにおいても、内外無差別の観点から対応が進んでいる旨評価されており、今後も適切に対応していく所存。
- 今後の監視等委の方針の策定にあたっては、**より適時・適切な監視ルール・手法への見直しやリソースの充実とともに、事業者の声も踏まえ、内容に濃淡をつける方向で検討いただくことも考えられる**のではないかと。

確認観点	No.	確認項目	◎○×評価（確認対象外の項目は“-”）※確認対象外の項目は、総合評価には影響しない													
			北海道	東北	東電HD-RP	東電EP	中電HD	中電MZ	JERA	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄	
A 内外無差別な卸売の実効性確保策①交渉スケジュール	1	事前の明示	◎	◎	○	◎	○	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	2★	実施スケジュール	◎	◎	○	◎	○	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
B 内外無差別な卸売の実効性確保策②卸標準メニュー	3	事前の公表	◎	◎	○	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	
	4★	自社小売向け確保	◎	◎	○	◎	○	◎	○	◎	◎	◎	×	◎	◎	
	5★	卸標準メニューの交渉	◎	◎	○	◎	○	-	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
C 内外無差別な卸売の実効性確保策③情報遮断	6※1	社内規程・取引書	○	○	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	
	7★	情報遮断の取組	◎	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
⋮																
F 転売禁止	12★	転売禁止有無	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
G エリア内限定の供給	13★	エリア内供給の前提	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	
⋮																
L 相対卸契約価格（結果）	26	内外卸契約価格差	○	○	-	-	-	-	-	◎	○	○	○	◎	◎	
M 小売価格への反映	27	小売価格への反映	○	○	-	○	-	◎	-	○	◎	◎	○	○	○	

（出典）第89回制度設計専門会合資料（2023.9）

- 監視や評価によって把握した課題を踏まえたルールづくりにあたっては、制度の趣旨がより整合的となるよう、政策立案を担当するエネ庁との十分なコミュニケーションを図ることで、今まで以上により良い電力政策となることを期待。

### 電取委の役割

- 電取委は、法律に基づき、電力・ガスの適正取引の監視や、ネットワーク部門の中立性確保のための規制等を厳正に実施。
- また、各種ガイドラインや、電力・ガスシステム改革の詳細制度設計等のルール整備も実施。

#### 厳正な取引等の監視

##### ① 不適正な行為の監視（報告徴収、立入検査等）

→必要に応じ、事業者への勧告等を行う

<例>

- ・ 消費者被害、新規参入者の阻害、取引所におけるインサイダー取引や相場操縦
- ・ 送配電部門による中立性を欠く行為

##### ② 料金等の審査

<例>

- ・ 託送料金や経過措置小売料金の審査及び事後評価
- ・ 小売事業者の登録の審査

#### ルールの整備等

##### ① 競争促進や消費者保護のルールづくり

→必要に応じ、経済産業大臣への建議等を行う

<例>

- ・ 各種ガイドラインの作成
- ・ 電力・ガス改革の詳細制度設計
- ・ 競争状況の評価や市場活性化策の検討

##### ② 広報・消費者保護の取組

<例>

- ・ 消費者や事業者向けの周知、相談の受付
- ・ 国民生活センター等との連携
- ・ 世界のエネルギー規制機関との連携